

くらしの情報



- Information
- Event
- Consultation
- Recruitment
- Lecture

10月は里親期間です

お知らせ

県内には、約800人の子どもたちが、さまざまな理由によって親元を離れ生活しています。

このような子どもたちの養育をお願いするのが「里親制度」です。特別な資格や子育ての経験は問いません。数日からでも可能です。

大切なのは子どもに寄り添う気持ちと、あなたが持つ豊かな愛情です。

詳細は、インターネットで「熊本県 里

親制度」と検索。

岡県子ども家庭福祉課

☎ 333・2228

役場子ども未来課子育て支援係

☎ 286・3117



山火事に注意を!

山火事は、春先のほか秋から冬にかけて発生しています。

空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態になっており、強風等によりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。

山火事が発生すると消火は容易ではなく、また、長い年月を掛けて育てた貴重な森林を一瞬にして失うこととなります。

このようなことにならないよう、次のことに留意してください。

- ・ 枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- ・ 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ・ 火入れを行う際は、許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとる。

・ たばこの火や吸い殻は、責任を持って必ず消す。

岡役場産業振興課農林振興係

☎ 286・3277

相談

行政書士による無料相談会

熊本県行政書士会宇城支部では、毎年10月に行政書士の広報活動の一

後期高齢者医療保険料の減免等

次のとおり、対象となる市町村に住所があり、令和2年7月豪雨災害により被害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免や一部負担金の免除(または返金)を受けられることがあります。

対象の市町村

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

☎お住まいの市町村へお問い合わせください。

令和2年7月豪雨で被災し 町内に避難されている方へ

県税の申告期限の延長・減免

今回の豪雨により、県内の一部の地域(※1)に住所や本店がある人の県税の申告や納付などの期限を延長しました。また、自動車や事業用資産などに一定以上の被害を受けた人は県税の減免を、被災により県税の納付が困難な人は、納税の猶予を受けられる場合があります。

☎ 県央広域本部 ☎ 333 - 3200
自動車税事務所 ☎ 368 - 4020

※1 人吉市、球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市坂本町、芦北町

法務局からのお知らせ

土地・建物の権利証を紛失しても、これらの所有権等を失うことはありません。



被災建物建て替え等の登録免許税の免除措置



自然災害に関連した人権問題(困りごと・悩みごと)

